様式第18の５（第25条の５関係）

［略］

［略］				
卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項	［略］			
	有効期間を定めるときは、その期間			
	提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件			
	提供卸電気通信役務に係るＳＩＭカードの種類、機能及び料金その他の提供条件			

［注１　略］

２　「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」（「当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称」を除く。）の各事項について第25条の７第４号の表の上欄１の項に掲げるＦＴＴＨアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者が二以上の場合にあつては、当該電気通信事業者において共通の事項と差異がある事項に分けて記載すること。

３　「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」のうち「提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件」及び「提供卸電気通信役務に係るＳＩＭカードの種類、機能及び料金その他の提供条件」については、第25条の７第５号に規定する場合に該当する場合にのみ記載すること。

４　［略］

５　［略］

様式第18の８（第25条の７の４関係）

［略］

廃止した年月日	
電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［２　略］

様式第18の５（第25条の５関係）

［同左］

［同左］				
卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項	［同左］			
	有効期間を定めるときは、その期間			

［注１　同左］

［新設］

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

様式第18の８（第25条の７の４関係）

［同左］

廃止した年月日	
電気通信事業法第18条第３項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第18条第３項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［２　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。